

(様式第 1 号)

## 指摘事項に係る措置状況報告書

総務部財政課

監査期間

平成26年2月28日から

平成26年3月20日まで

指摘事項	措置状況
(2) 財政課 ア 普通財産賃貸借契約の貸付料算定において、使用期間が1月未満であるときは、1月とみなして貸付料を算出するが、日割りで計算していた。西尾市行政財産目的外使用料条例に則った事務処理をされたい。	今までが実態に即していなかったため、実情に即して使用期間が1月未満であるときに、使用料を日割りとする西尾市行政財産目的外使用料条例の一部を改正する条例を平成25年西尾市議会12月議会に上程し、平成26年4月1日から施行しました。
イ 公有財産評価委託業務の設計において、本来使用すべき平成25年度単価ではなく、前年度単価で積算していた。チェック体制を確立し、適正な事務処理をされたい。	当該業務の設計にあたり、業者からの見積書をベースに設計、積算していたため前年度単価に気づかず、積算してしまいました。今後は設計書作成にあたり、毎年建設部において単価を確認、検算をするようにチェック体制を強化します。
ウ 契約書に、談合その他不正行為に係る解除に関する事項又は暴力団排除に係る解除に関する事項の記載のないものがあつた。西尾市契約規則又は西尾市が行う調達契約からの暴力団排除に関する要綱に則った事務処理をされたい。	今後は、西尾市契約規則又は西尾市が行う調達契約からの暴力団排除に関する要綱に則し、適正な事務に努めます。

(注) 1 「指摘事項」の欄は、「定期監査の結果」の「4 監査の結果」に記載された各課の指摘事項を転記してください。  
2 「措置状況」の欄は、措置の内容を記載するとともに、措置年月日が特定できるものについては、その日付を記載してください。  
また、措置の内容については「適正に処理しました。」等の抽象的な表現は避け、具体的な措置状況を記載してください。